

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 28 年 2 月 16 日から平成 28 年 3 月 30 日までに所管省庁から回答を得た提案事項 100 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1. 医療用ソフトウェアに関する規制の運用の継続的な見直し	△	1
2. 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の見直しによる一般用医薬品の役割・機能拡大	△	2
3. 保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項	△	4
4. 乳児用液体ミルクの国内流通を実現させるための法的整備を進めてほしい	△	6

雇用ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1. 親会社及び連結子会社から成る企業集団内の会社間における建設技術者の有効活用	△	8

農業ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1. 耕作放棄地における一時的な林地転用に対する柔軟な対応について	△	9

投資促進等ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1. 古物営業法における「古物商」の許可規制の緩和	○	11
2. シェアードサービス企業における社会保険関連業務の可能化	△	12
3. 省エネ法に基づく省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化	△	13
4. 容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し	△	14
5. 建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和	△	15

	チーム (案)	別添の該当 ページ
6. 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備について	△	16
7. 装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準の改訂に係る届出要件の緩和	△	17
8. 航空機の装備品の整備委託管理における承認規程の見直し（受託者に関する記載の不要化）	△	18
9. 双発機による長距離進出運航実施基準の見直し	△	19
10. ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和	△	20
11. 株式会社設立時の資本金振込証明について	△	21

地域活性化ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1. 貸切バスの営業区域拡大の恒常化とインバウンド以外への範囲拡大	△	22
2. 定期検査報告における排煙機の風量測定による是正判定の取りやめ	△	23
3. 共同住宅リフォーム時に建築士が判断できるガイドラインの作成と周知及び質疑に関する一次窓口の設置	△	24
4. マンション標準管理規約におけるバイアフリー工事、高齢者対応工事の追加記載及び断熱から省エネへ表記変更	△	26
5. 自動車修理工場の立地に関する規制緩和	◎	28

※「◎」：各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

「○」：再検討が必要（「◎」に該当するもの除く。）と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「△」：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	医療用ソフトウェアに関する規制の運用の継続的な見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>医療用ソフトウェアに係る規制について、対象となるプログラムを明確化する等、その運用を継続的に見直すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>医療用ソフトウェアについては、薬食監麻発 1114 第 5 号「プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について」により、診断・治療等を目的としたプログラム単体が医療機器とされ、医薬品医療機器等法の規制対象となった。しかしながら、医療用ソフトウェアの医療機器としての位置付けや、対象の明示等、運用上の未定な部分が残っている。</p> <p>IT、ソフトウェア分野は技術進展が早く、諸外国においても米国がガイダンス等を出すなど、医療用ソフトウェアへの規制に対する運用の見直しを継続的に実施している。わが国においても、例えば判断の難しいプログラムについて当局に照会がされた場合の判断結果と医療機器への該非判断理由を公に開示するといった一層の基準の明確化に努める等、運用を見直していくべきである。</p> <p>要望の実現により、技術革新の動きに対応した優秀で安全な医療用ソフトウェアが現場に提供されるほか、諸外国との事業環境のイコール・フットィングにもつながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）が平成 25 年 11 月 27 日に公布され、診断等に用いるプログラムが組み込まれた医療機器に加え、同様の目的に用いる単体プログラム（ソフトウェア）についても、医療機器として製造販売の承認・認証等の対象となりました。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第二条、第二十三条の二の五）
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>医療機器プログラムについては、「医療機器プログラムの取扱いについて」（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食機参発 1121 第 33 号、薬食安発 1121 第 1 号、薬食監麻発 1121 第 29 号）によりその取扱いを示すとともに、関連の Q & A により制度の運用の明確化に努めており、今後も実態を踏まえつつ適切に対応していきます。</p> <p>医療機器への該当性については、個々の品目の機能や使用目的等を踏まえて判断されますが、その基本的な考え方を「プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について」（平成 26 年 11 月 14 日付け薬食監麻発 1114 第 5 号）において示しています。個別に相談いただいた事例の詳細を公表することは企業秘密の保護等の観点から困難ですが、医療機器に該当すると考えられるプログラム及び医療機器に該当しないと考えられるプログラムの代表的なものについては例を示しています。これらの通知や Q&A 等によっても、医療機器プログラムの取扱い等に悩む事例があれば個別に相談いただくことが適当と考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 12 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の見直しによる一般用医薬品の役割・機能拡大
具体的内容	<p>【現況・問題点】</p> <p>生活者は日常、不定愁訴(未病状態)になると病気に罹ったと考え、医療機関を受診し投薬等を期待するが、医師は病氣と診断できない場合、投薬等の医療行為を行わない。生活者は満足感を求め、自己負担感の少なさもあり、内閣府経済財政諮問会議中間報告(2015年12月7日)でも指摘する医療機関重複・頻回受診を繰り返す、結果として不適切な医療費の支出になりかねない。一方、がん治療においては、厚生労働省緩和ケア推進検討会の検討に基づき、生活の質(QOL)を向上させ、前向きに生きる力を支えることを目的とした緩和ケアが実施され、がん自体の症状や痛み以外の苦痛となる症状には状態に応じた薬物療法がなされている。単剤成分の医療用医薬品は場合によっては多剤投与による服薬のつらさが更なるQOLの低下を招きかねない。多剤投与解消とQOL維持・向上が図れる配合剤の一般用医薬品を医師は症状に応じ投薬できない。現在、保険医療機関及び保険医療養担当規則(療養担当規則)により未病状態の生活者や緩和ケアの患者に対して医療現場で薬価収載された医薬品以外は使用できない。</p> <p>【解決策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般生活者の健康管理を未病状態からより専門的な診断が出来る医師が新たに積極的に関与できるよう療養担当規則を見直し、一般用医薬品を未病状態に使用することで医師の関与による病気の早期発見、進行抑制、悪化・重症化を予防出来るなど適正な医療が推進でき、医療に対する生活者の受診時の満足度向上、重複・頻回受診の回避、医療費削減等に貢献できる。 2. 緩和ケアにおける痛み以外の症状(不定愁訴)に対して医療用医薬品による多剤投与・服薬時のQOL低下を防止する目的で、療養担当規則を見直し、医師が症状と治療内容を考慮、適切な一般用医薬品を緩和ケアに使用する。入院・外来・在宅等の診療の場を問わず、また、がん治療の有無に関わらず、いつでもどこでも切れ目のない質の高い緩和ケアの提供が推進できる。 <p>【要望事項】</p> <p>医療現場で、医師が一般用医薬品を使用できるよう、療養担当規則を見直しして頂きたい。また、未病状態での管理にはインセンティブとして未病管理料を創設、未病状態・緩和ケア時の一般用医薬品の投薬は指導箋等で行うなど、アクセス利便性を妨げる規制を見直しして頂きたい。</p> <p>【効果】</p> <p>医療制度の中で家庭薬を始めとする一般用医薬品を活用することにより、広く国民の健康増進を図るだけでなく、健康寿命の延伸、医療アクセス利便性の向上、質の高い緩和ケアの推進、QOL向上が期待でき、かかりつけ医制度、かかりつけ薬局、地域包括ケアシステムの推進につながり、結果として医療保険財政に寄与、国民皆保険を持続可能な社会保障制度として維持・確立して行くことが期待できると考える。</p>
提案主体	日本家庭薬協会
所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>○我が国の公的医療保険制度においては、医師が治療の必要を認めた疾病又は負傷に対して、保険医療機関で行われる治療について、保険適用としているところです。</p> <p>○御指摘の一般用医薬品については、需要者の選択により使用されることが目的とされているものです。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第4号)</p> <p>○他方、保険適用される医薬品とは、保険医によって療養の給付として処方等される医薬品です。</p> <p>○したがって、一般用医薬品は、その定義において保険医によって療養の給付として処方等される医薬品とは異なり、療養の給付の対象とはなりません。</p> <p>○なお、疾病又は負傷に対する治療として必要な医薬品については、安全性、有効性等が確認されたものについて、製造販売業者からの申請に基づき保険適用しています。</p>
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項、第3項、第72条、第76条第2項 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第4号 ・保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年省令第15号)第12条、第19条 ・使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)
措置の分類	対応不可

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	○公的医療保険制度における保険適用範囲の拡大については、国民の保険料負担の在り方も含めた根本的な議論が必要であり、対応は困難です。
-------	---

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 1 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 2 月 9 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項
具体的内容	<p>平成 27 年度保育対策関係補正予算案の概要を拝見しました。 現在稼働中の保育士の労務負担軽減のために、一定の研修を受けた者が保育補助スタッフとして働けるように規制を緩和するというものと理解しております。</p> <p>当社では、数年前より保育関連分野における実践的な職業人材教育として通学制にて英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を全国各校舎にて運営し、直近 5 年間で同講座において 3,200 名以上の修了生を輩出してまいりました。 チャイルドマインダーは、質の高い保育を行う知識を習得した人のみに与えられる資格であり、英国では 100 年以上の歴史を重ね、1990 年より「国家職業資格」として認定されています。</p> <p>また、同講座においては、厚生労働省・都道府県または市町村で実施しています「子育て支援研修（地域保育コース）」と照らし合わせましても、「子育て支援研修（地域保育コース）」の内容をほぼ網羅しており、かつ受講時間数は倍以上（30 時間前後に対して 62 時間確保）、保育実習・レポート・試験を含める実践的な内容です。</p> <p>現在の保育士を「減らさない」ための対策、かつ近い未来の保育士受験者・合格者を確保する対策としても、人材の質的にも数値的にも、切迫する保育人材確保の一助になるものと考えております。</p> <p>以上から、「保育人材確保における民間保育資格保有者活用に向けた規制改革に係る事項」として、下記をご提案申し上げたく考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を修了した者は、「子育て支援員（地域保育コース）」として認定する。 2. 英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を修了し、保育実習（II）（20 日）を履修した者は、「家庭的保育者」として認定する。 3. 英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を修了した者は、保育士の受験資格を有しない者であっても、保育士の受験資格を得る。 4. 英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を修了した者は、保育士の受験に際し、「保育原理」「保育の心理学」「子どもの保健」に関する科目が免除される。
提案主体	ヒューマンアカデミー株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者又は小規模保育者として従事する者は、子育て支援員研修を受講することとなっています。子育て支援員研修は都道府県・市町村が主体となって、家庭的保育事業、小規模保育事業等の担い手を養成するものであり、国が定めた「基礎研修」及び「専門研修」を修了した者を研修の実施主体が「子育て支援員」として認定することとしています。 ・保育士試験の受験資格については、児童福祉法施行規則第 6 条の 9 において規定されております。 ・保育士試験の筆記科目については、児童福祉法施行規則第 6 条の 10 において規定されております。
該当法令等	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 9 及び第 6 条の 10 第 2 項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 23 条第 2 項及び第 3 項並びに第 31 条第 1 項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>1 及び 2 について 子育て支援員は、国が定める実施要綱に基づいて、都道府県知事等が行うものであり、実施要綱に基づく研修の全科目を修了し、修了証の交付を受けることとなっています。子育て支援員の認定に当たっては、子育て支援員研修の全ての内容を修了していることが必要であり、英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座は実施要綱に基づく研修全科目と重複するものではないため、英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座の修了をもって子育て支援員の認定を行うことはできないと考えております。</p> <p>3 について 保育士試験の受験資格については、児童福祉法施行規則に定めるところによるほか、昭和 63 年厚生省告示</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

第163号においても規定されています。

保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであるから、保育士は保育についての専門的知識及び技術を有していることが必要であり、保育士試験の受験資格についても一定の水準を求めています。

なお、保育士試験の受験資格を有すると認められる者は関係省令及び告示をもって網羅されているものと考えております。

4について

保育士試験の一部科目を免除とするためには、例えば他の資格検定において同様の科目に合格している等、科目を免除される者が当該科目について合格したと同視できる知識及び経験を有すると認められることが必要であって、保育士試験とは内容が異なる英国国家職業資格認定チャイルドマインダー養成講座を修了したことをもって、「保育原理」「保育の心理学」「子どもの保健」について合格したと認めることはできないと考えております。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 27 年 12 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	乳児用液体ミルクの国内流通を実現させるための法的整備を進めてほしい
具体的内容	<p>乳児用液体ミルク（「液体ミルク」）とは、乳児が母乳を飲めない時に代替的に飲ませる人工乳のうち、粉乳ではなく液状のものを指す。そのまま飲むものと希釈して使う濃縮乳があるが、以降は今回法的整備を希望するそのまま飲むタイプに言及する。欧米は普及しておりスーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、また製造者が開発を躊躇する一因となっている。</p> <p>衛生面 液体ミルクは無菌充填されており衛生的である。一方、粉ミルクはその製法上無菌では無く、感染リスク軽減のため 70℃以上のお湯で調乳する必要があり、また調乳器具からの菌混入リスクも液体ミルクより高い。そのため WHO/FAO が定める人工乳の調乳ガイドラインには新生児等高リスク下の乳児には粉ミルクより液体ミルクが推奨されている。</p> <p>災害時の活用 液体ミルクは無菌充填のため製造から 1 年ほど常温保存でき（例：米国製）、常温のまま乳児に与えられる。水の調達・沸騰作業無しに乳児がすぐ飲めるため、災害下での活用が期待される。先の東日本大震災では乳児も多く被災した。ストレスで母乳が止まる、ミルクをあげようにもお湯も哺乳瓶も無い等授乳に苦慮する母子の報道を受け、海外在住の邦人らにより液体ミルクの義援物資が被災地に届けられ、歓迎されている。</p> <p>育児支援 昨今母乳育児率が増加傾向にあるものの、生後 4-5 ヶ月時点で人工乳育児は 18%、混合栄養は 26%に上る（H22 乳幼児身体発育調査）。4 割超の家庭で粉ミルクを使用する中、調乳に必要な手順や時間が保護者に負担を強いている。例として保護者の体調不良時、早期復職に伴う保護者の恒常的な時間不足、外出時の大荷物、双子への頻回調乳等がある。液体ミルク普及により粉ミルクと併用でき、ミルク育児を行う家庭の負担軽減が期待される。</p> <p>提案 新 3 本の矢でも少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、上述の衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児できるよう、行政がイニシアチブを取って法規を整備し液体ミルクの市場参入を促すよう提案する。日本社会の一員としても母親としても液体ミルクの必要性を強く感じており、本件が流通実現への一助となるよう願う。</p> <p>当団体 代表が自身の苦勞から署名を募り、1 か月で 1 万筆が集まる。粉乳企業に意見を届ける他、輸入や新規参入を想定した研究会を主催し賛同企業と研究を進めている。</p>
提案主体	乳児用液体ミルクプロジェクト 賛同者 12043 名

	所管省庁：消費者庁、厚生労働省
制度の現状	<p>【厚生労働省】 日本の食品衛生法では、乳児を対象とした調製粉乳は乳等省令により規定されておりますが、乳児を対象とした液体状の調整乳（以下「乳児用液体ミルク」という。）については個別に規定されておられません。そのため、現時点においては、海外で流通する乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されます。また、国内では製造等を禁止はしていません。</p> <p>【消費者庁】 特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものであり、特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。現行制度において、乳児の特別な用途に適する旨を表示するための表示許可基準は、「乳児用調製粉乳」のみであることから、液体ミルクについては、乳児に適する旨を表示し、販売することはできません。</p>
該当法令等	<p>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項から第 6 項（第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。） 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号） 乳及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>【厚生労働省】</p> <p>乳児用の液体ミルクについては、平成 21 年 4 月、事業者より厚生労働省に乳等省令中に規格基準を設けるよう要請があり、同事業者等と連携して検討を進めているところです。</p> <p>平成 21 年 4 月及び平成 21 年 8 月、薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会において審議を踏まえて、同事業者に対して開封後の微生物増殖や季節の変化に伴う食中毒の危険性の検証のための微生物のデータや保存試験等のデータの提供を依頼しております。</p> <p>厚生労働省では事業者等から必要な資料の提出を踏まえ、引き続き、安全な乳児用液体ミルクの規格基準策定の検討を進めてまいります。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>また、特別用途食品においても、上記規格基準の策定状況を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 12 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	親会社及び連結子会社から成る企業集団内の会社間における建設技術者の有効活用
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>連結対象にある企業間（親会社と連結子会社間、連結子会社と連結子会社間）における技術者の異動を容易にし、在籍出向社員であっても出向先で主任技術者又は監理技術者として配置可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行でも類似の特例制度があるが、連結子会社間の出向は不可であり、また、親会社と連結子会社間であっても、適用要件（経営事項審査に関する要件）が厳格すぎて同制度そのものを利用できない。</p> <p>新設住宅着工が落ち込むなか、グループ会社にて、リフォームなどのストック市場に積極的に取り組んでいるが、技術者に繁閑があった場合は、相互に技術者を融通することが容易になる。</p> <p>余剰となる新築部門に従事していた技術者を、リフォームで有効活用できるなど、グループ全体の生産性が向上する。また、長年培った技術を活かせることで、本人にとっても有用であり、人財の活性化に繋がる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。</p> <p>在籍出向者に関しては、特例的に出向元と出向先に資本関係がある場合等に在籍出向者を出向先の主任技術者又は監理技術者として配置することができる。</p>
該当法令等	<p>建設業法第 26 条</p> <p>監理技術者制度運用マニュアル</p> <p>「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 25 年国土建第 213 号）</p>
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>建設工事の適正な施工を確保するためには、主任技術者又は監理技術者は所属する建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。</p> <p>建設工事は多数の下請業者等による総合組立かつ現地屋外生産であり、その完成物は不特定多数に利用されるものであるため、建設業者はその技術力を十分に発揮し、責任を持って、建設工事を適正に施工しなければならない。このため、高い技術力を持った自社の監理技術者等が現場に配置されることにより担保することとしていることから、これまでも厳格な運用を行ってきたところです。</p> <p>在籍出向者に関しては、出向元と出向先に資本関係がある場合等限られた要件でのみ特例的に認めているものであり、その要件緩和については、慎重に検討を行う必要があります。</p> <p>なお、監理技術者の配置に係る金額要件について、3000万円以上から4000万円以上に引き上げる予定（H28年6月施行）であり、そのためのパブリックコメントを実施したところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 2 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	耕作放棄地における一時的な林地転用に対する柔軟な対応について
具体的内容	<p>現在、未利用材を原料にしたバイオマス発電所が至るところに建設され、地域によっては、原料となる木材の取り合いや木材価格の高騰を招いています。</p> <p>一方、新聞紙上では耕作放棄地が約 40 万 ha 存在するという記事が掲載されているうえに、TPP 発効後においては、更なる耕作放棄地の増加も懸念されます。</p> <p>これらの状況を改善する一つの方法として、耕作放棄地における早生樹（20 年程度で伐採できる燃料・用材用の樹種）等の育成による一時的な林地転用を実施することを考えて、以下を提言致します。</p> <p>1. 耕作放棄地の一時的な林地転用についての判断の柔軟化 北海道においては離農後の採草放棄地が多く、面積的にも 2 ha、4 ha を超えるものも少なくありません。現状のルールでは、大規模な農地転用には、知事や農林水産大臣認定による転用許可が必要となります。このような大面積の農地の場合も含め、一時的な林地転用については、市町村農業委員会での裁量を認め、期間満了後に改めて農地に戻すか・林地を継続するかを判断できる制度を創設して頂けないでしょうか。（20 年程度の伐採計画である早生樹の林地であれば、農地への転換が必要となった際には、抜根、耕耘し農地に戻すことが容易と考えます。）</p> <p>2. 耕作放棄地の一時的な林地転用における森林法上の計画対象森林へのみなし制度 現に耕作放棄されている若しくは当面耕作の見込みのない農地において、上記のとおり早生樹等を植栽する場合には、収穫までの期間において、当該農地を森林法第 5 条の計画対象森林としてみなし、森林経営計画の作成が可能になるような制度を創設頂けないでしょうか。</p> <p>また、このためには、森林経営計画制度においても早生樹等に対する基準が必要と考えます。近年における精英樹選抜や成長の早い樹種の開発・改良技術の進歩により、国内林業の活性化を促進することができま</p> <p>す。</p> <p>これらの制度ができれば、耕作放棄地や遊休農地などの有効活用が図れる上に、再生可能なエネルギーの原料供給地としての機能を果たすことが出来ると考えられます。</p> <p>また、平成 27 年 8 月に閣議決定された「国土形成計画」に記載されている「適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、森林等の新たな生産の場としての活用や・・・(略)・・・を図る。」という主旨に合致するものと考えられます。</p>
提案主体	住友林業株式会社

制度の現状	<p>所管省庁：農林水産省</p> <p>【1】 農地に木を植えて 20 年程度で伐採する場合は、木の生育期間が長期にわたることから、一時的な利用のための転用ではなく、恒久的な転用に該当することとなります。</p> <p>また、耕作放棄地については、</p> <p>① 再生利用困難なものは、農業委員会が非農地と判断することにより、農地法における農地には該当しないこととなり、農地転用許可は不要となります。</p> <p>② 他方、再生利用可能なものについては、再生して農業に活用していくことが基本ですが、集团的農地等の優良農地以外の農地については、転用許可が可能です。</p> <p>この農地転用の許可については、</p> <p>① 4 ヘクタール以下の農地を転用する場合には、都道府県知事が ② 4 ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣がそれぞれ許可を行うこととされています。</p> <p>また、地方自治法において、</p> <p>① 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に権限移譲すること ② 市町村が、その権限に属する事務を農業委員会に事務委任すること ができることとされています。</p> <p>なお、この仕組みにより、北海道においては、北海道知事の権限が 130 市町村に移譲されています（平成 27 年 4 月 1 日現在。農林水産省調べ）。</p>
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

	<p>なお、昨年6月に公布された地方分権改革一括法に基づく農地法の改正により、平成28年4月以降、</p> <p>①4ヘクタール超の農地転用に係る権限について、都道府県知事に移譲するとともに、</p> <p>②農林水産大臣が、農地の確保に責任をもって取り組む市町村を指定し、当該市町村に都道府県と同様の権限を移譲することとされています。</p> <p>【2】</p> <p>【1】で説明したとおり、ご提案の内容は農地の恒久的な転用に該当するため、</p> <p>① 再生利用困難な耕作放棄地については、農業委員会が非農地と判断した場合</p> <p>② 再生利用可能な耕作放棄地については、農地転用許可を受けた場合に森林を造成することが可能となり、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林（森林の有する諸機能の発揮を図っていかなければならない森林であり、森林の整備及び保全に係る施策や規制等の対象となる民有林）として編入することができます。</p> <p>なお、森林経営計画制度では、計画の認定に当たって、伐採、植栽、間伐などに係る施業の認定要件を満たす必要がありますが、これら認定の基準については、市町村森林整備計画において定めることとされています。ご指摘のあった早生樹等の伐採、植栽、間伐等に係る基準についても、立地条件や地域における木材の利用状況、施業の実績等を勘案して、市町村森林整備計画において定めることが可能です。</p>
該当法令等	<p>【1】農地法第4条、第5条</p> <p>【2】森林法第5条、第11条</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>農地は本来食料生産に用いるものであり、御提案のあった耕作放棄地の林地転用は、20年という樹木の生育期間の長期性に鑑み、一時的なものとするのは困難と考えます。</p> <p>しかし、耕作放棄地が再生利用困難なものであり、非農地との判断がなされれば、農地転用許可を受けなくとも林地への転用は可能です。また、再生利用可能な耕作放棄地に該当する場合は、農地転用許可が必要となります。</p> <p>御提案については、まずは、耕作放棄地が再生利用困難なものか否かの仕分けをもとに非農地判断を行う農業委員会に相談していただくことが重要です。転用許可が必要な場合は、許可の可否について、個別に土地利用の状況等を踏まえて判断することとなりますので、具体的な計画を基に、農業委員会や都道府県等に相談していただくことが重要です。</p> <p>上記の農地法の手続等により、林地転用を行った耕作放棄地における森林の造成を行うことが可能となりますが、その場合、地域森林計画の対象森林に編入され、早生樹の造成を含む森林経営計画を作成できるよう、具体的な事業計画や施業実績等を基に、まずは都道府県に相談していただくことが重要です。</p> <p>なお、国としても、早生樹等の活用はチップ用材等の供給にも期待できることから、都道府県及び市町村の林務部局に対して、早生樹等の施業事例や実証試験等の情報共有を図るなど技術的助言を行ってまいりたいと考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	古物営業法における「古物商」の許可規制の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>古物営業法における「古物商」の許可規制に関して、以下を要望する。</p> <p>①古物と引き換えに、査定を行うことなく一律額で下取りを行う場合について、古物営業法に定める「古物商」の許可の対象外となることを明文化するとともに、許可が不要となる具体的な事例を公表する。</p> <p>②古物と引き換えに、査定を行うことなく一律少額のクーポン券やポイントを付与する行為を古物営業から除外し、「古物商」の許可を不要とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、古物営業法に基づき、古物の売買や交換等の行為は「古物営業」に該当し、都道府県公安委員会から「古物商」の許可を受けなければならない。古物商に該当する場合、管理者の設置、取引相手の確認、帳簿等の記録・保管等の各種義務の遵守が求められる。</p> <p>その一方、査定を行うことなく古物と引き換えに一律額で下取りを行う場合については古物商の許可は不要として運用されている実態があるため、当該ケースにおいては古物商の許可が不要となる旨を明文化するとともに、許可が不要となる具体的な事例を公表すべきである。</p> <p>また、古物営業法施行規則第 16 条 1 項では、1 万円未満の少額取引については盗品等の混入の恐れが低いとみなし、取引相手の確認義務や帳簿等の記録義務を免除している。このことに鑑み、古物と引き換えに一律少額のクーポン券やポイントを付与する行為については盗品が持ち込まれる可能性も高くないと考えられ、古物営業の対象から除外し、古物商の許可を不要とすべきである。</p> <p>要望の実現により、小額の古物に係る取引に企業が容易に参入でき、企業による家庭の不要品の回収が容易になる。その結果、リサイクル活動が促進され、ひいては、環境と経済が両立した持続性のある循環型経済システムの構築に寄与すると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>①古物の下取りに伴い商品の値引きを行う行為は、「古物の買受けに伴う代金の支払い」ではなく「サービスとして行う値引き」に該当する限り、古物営業に該当しないと解されます。</p> <p>②古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行えば、古物営業に該当すると解されます。</p>
該当法令等	古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 16 条
措置の分類	<p>①現行制度下で対応可能</p> <p>②対応不可</p>
措置の概要	<p>① 古物の下取りに伴い商品の値引きを行う行為の古物営業該当性等について公表することとします。</p> <p>② 古物営業法等では、古物営業に係る取引に関し、特に盗品等の混入を防止する必要性のある物品として国家公安委員会規則で定めるものに係る取引を除き、古物と引換えにクーポン券やポイントを付与する行為を含め、対価の総額が 1 万円未満である取引については、相手方の真偽の確認義務等を免除している一方で、当該取引を行う場合であっても、古物商の許可自体は必要としており、相手方の真偽の確認義務等以外の古物商の義務である不正品の申告義務等については免除されていません。</p> <p>古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行えば、古物営業に該当すると解されるどころ、盗品等の売買の防止、速やかな発見等の観点から、当該営業を古物営業の対象から除外し、古物商の許可を不要とすることはできません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	シェアードサービス企業における社会保険関連業務の可能化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 資本関係のあるシェアードサービス企業が、社会保険労務士法第二条に掲げる業務を行うことが可能となるよう規制を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、社会保険労務士法に基づき、社会保険関連業務は社会保険労務士や社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、企業が給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。</p> <p>そこで、近年、ビジネスアウトソーシングやシェアードサービス化が進んでいることも踏まえ、同一資本グループ内でシェアードサービス会社を設けている場合は、社会保険労務士法上の制約を例外的に緩和すべきと考える。</p> <p>要望の実現により、企業グループ内の社会保険業務は特定企業で担うことが可能となり、より専門機能に特化した形で会社組織を編成できる。ひいては、社員サービスの品質向上にも資すると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	社会保険労務士法第 27 条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。
該当法令等	社会保険労務士法第 27 条 社会保険労務士法第 2 条第 1 号から第 2 号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>社会保険労務士法第 27 条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことを禁止しているものです。</p> <p>よって、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業として行わせることをできるようにすることは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 27 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 22 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	省エネ法に基づく省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>省エネ措置の届出を行なう際は、申請方法として新たにオンライン申請（電子政府の総合窓口：e-Gov）や外部記憶媒体（USBメモリー、光ディスク（CDおよびDVD））等による申請を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、省エネ法に基づき、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築主や所有者は所管行政庁に省エネ措置の届出を行なう必要がある。届出の際に必要な書類には、定形届出書のほか、建築図（各階平面図・立面図・断面図）、各設備図（空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備の機器表、系統図、仕様書、平面図）、各種計算書（一次エネルギー消費量計算書、PAL＊計算書）等があり、正副 2 部、A4 ファイルなどに綴じて提出している。</p> <p>届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力しファイリングしたものを 2 部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請（電子政府の総合窓口：e-Gov）や外部記憶媒体（USBメモリー、光ディスク（CDおよびDVD））等、データでの申請を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、企業側は届出業務に係る作業負担の軽減やペーパーレス化による印刷コストの低減、行政側は申請書類の管理の効率化が見込まれる。また、ペーパーレス化による環境負荷の低減も期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：経済産業省、国土交通省
制度の現状	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第 75 条および第 75 条の 2 に規定されている届出書を電子申請することは認められています。</p> <p>外部記憶媒体を使用した申請については、省エネ法において措置されておりません。</p>
該当法令等	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年 12 月 13 日法律第 151 号）第 3 条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第 75 条および第 75 条の 2
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>・オンライン申請</p> <p>電子情報処理組織を使用した届出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に基づき、現行制度で対応可能です。</p> <p>・外部記憶媒体を使用した届出</p> <p>省エネ措置の届出について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の制定（平成 27 年 7 月）により、平成 29 年度より建築物省エネ法において届出制度が施行される予定です。そのため、本件（外部記憶媒体による届出）を含め、建築物省エネ法における手続き等について平成 28 年度に検討を開始し、平成 28 年度中に結論を得る予定です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成27年12月1日	所管省庁への検討要請日：平成28年1月27日	回答取りまとめ日：平成28年3月18日
----------------	------------------------	---------------------

提案事項	容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 5年毎の高圧ガス容器の再検査に、欧米で実績のある音響と超音波（非破壊）による検査を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 現状では、外観検査は内外面のさび、塗装等の異物を除去して地肌の状態が良く観察できるようにしたのち行う外部・内部検査と、液圧により耐圧試験を行わなければならない（容器保安規則細目告示第三条、第五条）。 要望理由は、以下が挙げられる。 ①5年毎に水圧検査と目視による外観検査が義務付けられており、検査コストが高く、水圧検査によって高純度ガスを使用する高圧ガス容器が汚れてしまい、復旧にもコストがかかる。 ②現状、約2ヶ月かかる検査時間（解体・検査・洗浄・組立）を約1日に短縮できる。 ③欧米や韓国・台湾・中国では、音響や超音波を利用した合理的な検査方法が既に認められており、安価に運用されているが、日本では認められていないため、国際競争力の低下の一因となっている。また、安全面では目視検査で行う外部・内部検査は試験員の力量に頼ることになるが、音響や超音波測定機器を用いて行う検査では検査精度や安定性に優れている。 ④現在、経済産業省令第二十四号第三条に規定する特例措置の認定を受けて企業実証特例制度で実証試験が行われているが、実証終了後は速やかに音響や超音波を利用した合理的な検査方法が一般化されることを望む。 実証試験では、米国等で実績のある検査手法や機器を用いて従来手法との対比性能試験や運用試験を行い、音響や超音波を用いた検査方法の安全性・有効性についての立証を進めている。</p> <p>これらの要望が実現すれば、高圧ガス容器の再検査に係るガスコストの低減に期待される。また、検査時間の短縮による効率的な容器運用が可能となり、ユーザー、ガス会社、検査会社等の広い業界での国際競争力強化が見込まれる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガスを充てんするための容器は、容器の種類ごとに定められた期間を経過した場合、容器再検査を受け合格しなければ使用することができない。（高圧ガス保安法第48条第1項第5号） 容器再検査の方法は外観検査や耐圧試験等であり、その具体的な内容が告示において定められている。（容器保安規則第25条第1項、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第3条・第5条） 他方、個別に経済産業大臣の認可を受ければ、上記によらない方法であっても採用することが可能となっている。（容器保安規則第25条第2項）</p>
該当法令等	高圧ガス保安法、容器保安規則
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」の活用により、平成26年4月から、容器保安規則の特例措置を設け実証事業を行っているところ。 （参考URL；http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140424001/20140424001.html）</p> <p>今後は、当該実証結果を踏まえ、御提案の容器再検査方法が一般的に可能か検討を行う。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 27 年 12 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>建築基準法施行令第 137 条の 2 第 1 項（ハ）に基づく建築物の既存部分のエスカレーターの脱落防止措置の規定の緩和を願いたい。具体的には、経済的負担の少ない簡易な仕様による対策を緩和措置として許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行法に適合しなくなった建物（既存不適格建物）について、増築等一定規模以上の工事を行う際は、既存部分も含め現行法に適合させる、いわゆる「既存遡及」の規定がある。（法 3 条 3 項三号）</p> <p>エスカレーターの落下防止対策も例外ではなく、平成 25 年 7 月改正（平成 26 年 4 月施行）により遡及対象に加わった。</p> <p>一定規模以上の建築物の増改築を行う場合、既存エスカレーターに対する脱落防止措置として階高に応じた十分な「かかり代・隙間」、または落下防止措置を講じた場合は縮小された「かかり代・隙間」のいずれかを施すことが必要とされている。</p> <p>現実的に「かかり代・隙間」を確保するためには大掛かりな建物改修を必要とする場合が多く、結果的にエスカレーターを取り替えることとなり、経済的に大きな負担や工期延長が想定される。また、工期延長によって駅利用者にも不便をかけることとなる。</p> <p>既存エスカレーターの脱落防止措置について、経済的負担の少ない仕様・工法を特例的な緩和措置として定めることで、既存建築物の増改築を伴う事業活動が円滑に進められ、安全性の確保や経済活性化に資するほか、既存エスカレーターの耐用年限前の廃棄が回避され環境・資源対策にも効果があると考えます。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物（既存不適格建築物）について、一定規模以上の増改築を行う場合、法第 86 条の 7 の制限の緩和を受ける要件として、建築基準法施行令第 137 条の 2 及び平成 17 年告示第 566 号の規定により、増改築に係る部分以外の部分に対してもエスカレーターの脱落防止対策に係る規定（平成 25 年告示 1046 号）に適合することを求めています。</p> <p>当該規定では、エスカレーターと建物梁の隙間が不足している場合、実験による検証を行うことを求めています。</p>
該当法令等	建築基準法第 3 条第 2 項、法第 20 条、建築基準法施行令第 137 条の 2 及び国土交通省告示第 566 号、H25 年告示 1046 号
措置の分類	検討に着手
措置の概要	現在、平成 25 年告示 1046 号の改正を検討しており、エスカレーターと建物梁の隙間が不足している場合において、圧縮力を受けた場合のトラス等の強度を考慮した基準の合理化を行う予定です。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 27 年 12 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>建築基準法第 2 条 9 の 2 口および第 64 号に規定される通り、該当部分は「仕様規定」または「個別認定」された防火戸でなければならないとされている。新しい防火サッシを商品化する場合には、サッシメーカーに依頼して個別認定を長期間かけて取得するほかなく、ハウスメーカーはサッシメーカーに頼らざるを得ないのが現実である。既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの（縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い等、同等以上の性能のものに部品交換したもの）は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の窓についてはメーカーごとの個別認定のサッシを使用しなければならない。また、認定要件を安全性を高める側に逸脱しても新たな個別認定が必要となっている。街並みを構成する住宅の外観をデザインしていく際、重要な要素として窓が存在する。また住戸内部の空間の構成により変化する心地よさにも窓のデザインがとても重要である。ところが防火認定のない形状および寸法のサッシを使用する場合は、サッシメーカーの個別認定を待つしかなく事実上、使用は困難な状況である。そこで既存の個別認定と比べ明らかに防火上支障がないもの（縦・横寸法が認定品より小さい、厚さが認定品より厚い、認定品の網入りガラスと同等以上の仕様の耐熱強化ガラスなど、同等以上の性能のものに部品交換したもの）は使用できるよう、通則認定を定めていただきたい。</p> <p>画一的な寸法形状のメーカー既製品の防火サッシだけでなく建物に調和したデザインされた防火サッシを建物に使用することで、心地よい居住空間が生まれ日々の生活が格段に豊かになり、意匠的に優れた建物が増えることで、美しい街並み形成の一助となると考えている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に係る構造方法の認定は、建築基準法第 2 条 9 号の 2 口又は第 64 条の規定に基づいて認定を行っており、構造方法等の認定を受けるに当たっては、あらかじめ指定性能評価機関において性能評価を受ける必要があります。
該当法令等	建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口、第 64 条、第 68 条の 25 第 1 項
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>部材の縦・横寸法や厚みなどに一定の幅をもたせた防火設備の認定については、最も不利な仕様において試験を行い防火性能を有することが確認された場合、仕様に一定の幅を持たせた認定の取得が可能となっています。</p> <p>また、既に認定を受けた仕様から仕様の範囲を拡充する内容の防火設備の認定については、既認定のものより防火上同等以上の性能を有すると指定性能評価機関が判断した場合、改めて試験を受けることなく認定の取得が可能となっており、認定取得の負担を軽減しています。</p> <p>なお、実績等から、十分な性能がある構造については、認定を受けることなく一般に使用可能なものとするため、現在、建築基準整備促進事業において、告示の見直しを含めた技術的な検討を行っております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 27 年 12 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準の改訂に係る届出要件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 各運送事業者が独自に定めている「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」(MEL) について、米国連邦航空局 (FAA) が発行する Master MEL (MMEL) に設定された基準の範囲内でこれを改訂 (修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMEL に設定された基準をより厳格な内容に改訂) する場合は、航空局への届出による変更が可能となるよう、整備規程の届出に関する要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 MEL とは、航空機の装備品等が正常でない場合に当該航空機の航行の安全を害さない範囲で航空機の運航が許容されるかどうかの基準を定めたものである (「故障の隔離」、「同等性の確保」、「修理期限」、「運航上の制限」より構成)。 MMEL 通りに設定している MEL を MMEL の改訂通りに改訂する場合は、届出によりこれを行うことが可能とされているが、修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMEL で設定された基準より厳格な内容へと改訂する場合は、MMEL の改訂通りの改訂に該当しないため、航空局による承認を要する。 他方、既に承認され、もしくは届出を受理された整備要目の技術資料等に設定された整備間隔の範囲内での改訂もしくは作業深度より深くする改訂の場合は、航空局への届出によりこれを変更することができる。 通常、各航空運送事業者は MMEL に基づいて MEL を設定しているが、各社の運航環境や運航経験等を考慮したうえで、MMEL に定められた条件よりもさらに厳しい条件を各社の MEL に独自に設定する場合がある。 例えば、修理期限について、MMEL で「10 日以内に修理」と設定されているものを航空運送事業者の MEL では独自に「3 日以内に修理」とする場合や、運航上の制限について、MMEL の条件を全て満たしたうえで更に追加の条件を MEL に設定する場合などである。これらの場合、MEL の条件を満たせば、自動的に MMEL の条件を満たすことになる。 要望が実現すれば、運用許容基準の認可の迅速化に資すると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」(以下「運用許容基準」) については、航空法令に基づき運航規程及び整備規程に定めることとなっており、運航規程及び整備規程を設定又は改訂する場合には認可又は承認が必要となります。</p> <p>ただし、運航規程審査要領及び整備規程審査要領において、設計者により定められ設計国の承認を受けた MMEL 通りに設定している運用許容基準の MMEL の改訂通りの改訂については、届け出ることにより行うことができることとしています。</p>
該当法令等	航空法施行規則第 214 条、運航規程審査要領、整備規程審査要領
措置の分類	検討に着手
措置の概要	修理期限の短縮や許容条件の追加等、MMEL で設定された基準より厳格な内容へ改訂する場合については、MMEL で設定されている内容が全て含まれていることを MMEL と運用許容基準との対比表等により明確化した内容の届出により対応できるよう、検討致します。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 27 年 12 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	航空機の整備品の整備委託管理における承認規程の見直し（受託者に関する記載の不要化）
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>受託者への審査・評価、社内規定・システムによる受託者や品目の管理等、適切な委託管理を行っていると思われる航空運送事業者に限り、個々の受託者について、整備規程への記載ならびに届出を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>整備品の整備に係る業務の委託については、航空運送事業者が、非重要整備品を含む全ての整備品整備の受託者の選定基準及び受託者を整備規程に定めることとされている（但し、機体、発動機、プロペラその他の重要整備品（構成部品を含む）以外の設定又は変更は、届出により認められている）。</p> <p>しかし、①管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、整備規程に定めること、②システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出すること等の方法を通じて、当該事業者による受託者への審査・評価の状況、社内規定・システムでの管理状況を当局が把握し、当該事業者が適切な委託管理を行っているか否かを確認することが可能と考えられる。</p> <p>要望が実現すれば、受託者の追加、変更の承認ならびに届出手続きに要する時間および人員の削減に加え、整備規程への反映を完了するまでの期間の短縮化を図れるため、在庫数が減少している期間の短縮化が可能となる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	従前、本邦航空運送事業者は、整備品の整備の委託を行う場合、整備規程審査要領及び整備規程審査実施要領細則において、重要整備品（航空法第 17 条）に限り、受託者を整備規程又はその附属書に定めることが求められていました。本邦航空運送事業者として整備品の整備の委託管理を適切に行うとともに、国としてこの実施状況を適切に監督するため、平成 27 年 5 月に両通達の改正を行い、重要整備品に限らず、すべての整備品の整備の受託者を整備規程又はその附属書に定めることとし、委託管理の適正化を図ったところです。
該当法令等	航空法施行規則第 214 条、整備規程審査要領
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>近年、航空運送事業者において、整備品の整備の外部委託が進み、委託する整備品の範囲が拡大し、その体系が複雑化しております。また、委託先における不適切な整備により非常用脱出スライドが展開できない状態で装着されていた事案が発生するなど、委託先における整備が安全に及ぼす影響は重大であることから、当局としては、整備品整備の委託先が整備規程のもとできちんと管理され、適切な委託がなされていることを確認する必要があります。</p> <p>ご提案のあった、「①管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、整備規程に定めること、②システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出すること等」により、現在の規制のあり方と同等の確認が可能か、検討いたします。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 27 年 12 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 27 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	双発機による長距離進出運航実施基準の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>双発機による長距離進出運航実施承認審査基準の適用対象については、国際民間航空条約附属書 6 や諸外国で定められた同種の基準と同様に、航空運送事業の用に供する運航とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>本邦航空運送事業者は、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準に基づく承認を受けた場合を除き、航空運送事業の用に供する双発機による長距離進出運航を実施してはならない、とされている。したがって、実際に航空運送事業の用に供するかにかかわらず、航空運送事業の用に供する双発機が長距離進出運航を実施する場合は、当該基準を満たし、承認を受ける必要がある。</p> <p>他方、国際民間航空条約附属書や米国で定められた同種の基準では、当該基準の適用対象は、航空運送事業の用に供する運航を行う場合に限定されており、航空運送事業の用に供する双発機そのものを適用対象としていない。</p> <p>そのため、新造機を海外から日本へ空輸する場合ははじめ、有償での旅客又は貨物の運送を伴わない無償飛行として双発機を運航する場合、本邦航空運送事業者は当該基準に基づく承認を求められ、結果的に諸外国の航空運送事業者と比べて、追加的な運航・整備費用を負担せざるを得ない状況にある。</p> <p>諸外国の航空運送事業者との厳しい競争に晒されている現状に鑑みれば、当該基準により生じている本邦航空運送事業者に対する不利益の是正策を講じるべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>本邦航空運送事業者は、双発機による長距離進出運航（以下「ETOPS」という。）を実施しようとするときは、「双発機による長距離進出運航実施承認審査基準」（平成元年 6 月 20 日制定空航第 437 号、空機第 597 号）等に基づき、国土交通省航空局安全部長の承認を受けなければならないこととなっております。</p> <p>現行の制度では、申請の内容が上記の基準を満足すると認められる場合、ETOPS に使用する飛行機及び発動機の型式、ETOPS を実施する路線並びに最大飛行時間を指定する承認書の交付を行っており、また、路線を変更しようとする場合には、路線毎に申請し承認を受けることとなっております。</p> <p>なお、国際民間航空条約附属書や米国で定められた同種の基準においても、航空運送事業者として認可を受けた者が ETOPS を行う際には承認が必要であり、必要事項を運航仕様書（Op. Spec.）に記載することとなっております。ICAO 及び FAA においては、無償飛行の場合にも、ETOPS として当局の承認が必要との明示的な規定はありませんが、例えば EASA では、無償飛行でも承認が必要であると明示しており、我が国だけが承認を要するとしているわけではありません。</p>
該当法令等	航空局安全部長通達「サーキュラー No. 5-003 双発機による長距離進出運航実施承認審査基準（平成元年 6 月 20 日制定、平成 23 年 6 月 30 日一部改正）」
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>諸外国においても、航空運送事業者が ETOPS を行う際には承認が必要であるとされており、航空運送事業の用に供する運航を行う場合に限り承認が必要であるとされてはおりません。</p> <p>諸外国と同様の考えに基づき、我が国では、航空運送事業者は国土交通省令に定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受け（航空法第 104 条）、さらに ETOPS を行おうとする者はこの運航規程及び整備規程の枠組みの下で、ETOPS を安全に実施するために必要な発動機の信頼性管理などの継続的な安全管理と、運航前の整備や運航中の不具合対応などの安全対策等について承認を受けたいえ、それに従い ETOPS を実施することを求めています。</p> <p>そのため ETOPS を安全に行うには、個々の運航が有償か無償にかかわらず、同様な体制を有し継続的に安全を管理しながら必要な整備等を行うことが前提であり、一時的に特定の運航を承認対象から除くということではできません。</p> <p>しかしながら、ご提案の趣旨を踏まえ、新造機の空輸等について安全を確保しつつ、ETOPS ではない運航として特例的な扱いができないか検討して参ります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号:10

受付日：平成 27 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的な内容】</p> <p>ホテルにおいて外国人労働者を雇用する際には、宿泊部門のフロント業務従事者などにしか在留資格が認められないのが現状であるが、レストラン・宴会等を含む全般的な業務内容にまで拡大するなど、在留資格等に関する諸条件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>訪日外国人旅行者数の急増にともない、外国語を話せる従業員の確保が急務となっていることから、外国人採用の必要性は高い。しかしながら、現状ではコンシェルジュ業務等を除き、「技術」「人文・知識国際業務」「技能」等の在留資格就労が許可されないケースが多く、フロント業務に職種を限定しなくてはならないことから、レストラン・宴会等の業務に従事させることができない。</p> <p>ホテルマンとしてのキャリアにおいては、宿泊部門だけでなくレストラン・宴会部門も同様に重要であり、実際に外国人のお客様が朝食等でレストランを利用することが多くなっており、案内や料理の説明などでフロント業務以上の語学力が必要となっているため、母国語を話せるスタッフがサービスにあたることで、外国人旅行者の安心感、利便性・満足度が格段に向上すると考えられることから、ホテルにおける外国人の就労条件を緩和することが望ましいと考えられる。</p> <p>また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本式の「おもてなし文化」が世界中で注目されるなか、外国人がこうした業務に従事することは、日本の接客技術を習得する良い機会であり、さらなる日本のイメージアップにもつながると期待できる。</p>
提案主体	民間企業、(公社)関西経済連合会

	所管省庁：法務省、厚生労働省
制度の現状	出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2，別表第一
措置の分類	その他
措置の概要	専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 28 年 2 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 3 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	株式会社設立時の資本金払込証明について
具体的内容	<p>株式会社を設立する場合、発起人（最初の株主）は出資金（資本金）を法人設立前に日本の銀行口座に払い込まなければならない。また、株式会社設立の登記申請の際は、銀行発行の資本金払込証明書または預金通帳の写しを添付書類として提出する必要がある。</p> <p>しかしながら、日本の銀行は、通常、非居住者や日本に拠点を有さない外国法人の口座開設を認めておらず、「資本金払込証明書または預金通帳の写し」の提出が必須となっていることが非居住者／外国法人による法人設立手続にとって不合理な現状となっている。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では、日本に銀行口座がない外国企業の多くは、日本の知り合い等の個人口座に一旦小額の資本金を振り込んで設立手続きを行い、その後、親会社の出資で増資する等の対応策を取っている。 ・日本国内の協力者がいない場合には、資本金を事前に振り込む先が無いため、日本の銀行へ資本金払込口座（通称別段口座）の開設を依頼せざるを得ないが、開設の可否は各銀行、担当窓口によって対応が異なる上、最近では開設自体が厳しくなっており、開設が可能となるケースは非常に稀で、可能な場合も多大な手間と時間がかかるという。 <ul style="list-style-type: none"> ・また、昨年、株式会社設立に係る代表者の日本居住要件が撤廃されたが、上述の資本金払込証明制度により、その効果が限定的となっている実態もある。 ・会社法の改正により、資本金 1 円から法人設立が可能になったため、「1 円」を払い込んだという証明書を法人設立手続き時に提出させることの意義は薄くなっている。 ・諸外国（米国、英国、香港、シンガポール）においては、登記前の資本金払込義務はないとの調査結果がある。香港は、設立後 2 カ月以内に振り込めばよく、シンガポールと米国は資本金不要、法人設立前の銀行口座開設義務もない。 <p>【対応策案】</p> <p>日本では合同会社設立の場合、登記申請時における銀行口座への払込は必須ではない。出資した社員宛に、代表社員がその名義で発行した「出資金の領収書」を以て、銀行の証明書等に代えることができる例を考えると、以下の対応策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の払込を法人設立前であることを義務とせず、法人設立後の一定期間内（例：3 ヶ月等）に行うことを可とする。 ・海外の銀行口座の残高証明書などを以て資本金払込の証明書として取り扱う。
提案主体	日本貿易振興機構（ジェトロ）
制度の現状	<p>所管省庁：法務省</p> <p>株式会社の設立に際して、発起人及び設立時募集株式の引受人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額の払込みを、発起人が定めた銀行等（銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行、信託業法第 2 条第 2 項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもの、以下「払込取扱機関」という。）の払込みの取扱いの場所（以下「払込取扱場所」という。）においてしなければならないとされています。そして、株式会社の設立の登記の申請の際には、払込取扱機関の払込取扱場所における払込みがあったことを証する書面の添付が必要とされています。</p>
該当法令等	会社法第 34 条、第 63 条第 1 項、会社法施行規則第 7 条、商業登記法第 47 条第 2 項第 5 号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>株式会社については、株主間の利害調整を図るとともに会社債権者を保護するため、出資が行われる場面で、資本金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることが要求されています（資本充実の原則）。資本充実の原則の現れとして、株式会社の設立に際して、発起人及び設立時募集株式の引受人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額の払込みをしなければならないこととされており、また、金銭の払込みが確実に実行されることを確保するため、金銭の払込みは、払込取扱機関の払込取扱場所においてしなければならないこととされています。そのため、株式会社の設立後に金銭の払込みを行うことを可能にすることや外国の銀行等を払込取扱機関とすることは、資本充実の原則を採用している株式会社については、困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 2 月 29 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	貸切バスの営業区域拡大の恒常化とインバウンド以外への範囲拡大
具体的内容	現在、貸切バスは、安全性評価の認定を受けた事業者がインバウンド旅客を扱う場合に限り期限付きで認可されているが、このところ顕著になってきた運転者不足を勘案すると国内需要者においても区域外のバスをチャーターしないと利用者が旅行日程を組めない状況にあるので、国民利便の観点から緩和を要望する。
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>貸切バスの営業区域については、営業所での運転者の運行管理や車両の整備管理の確実な実施を図るため、営業所が所在する運輸支局単位の営業区域を発地又は着地とする旅客のみを運送することができるとしています。</p> <p>また、大量の団体旅客輸送の発生など、一時的な輸送需要量の増加に対して、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合に、当該地域を臨時営業区域として設定することができることとしています。この他にも、貸切バスを利用する訪日外国人旅行者に係る輸送需要の増加に対応するため、輸送の安全確保を前提として、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とし、さらに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができることとしています（訪日外国人旅行者に係る対応は、平成 28 年 3 月末まで）。</p>
該当法令等	道路運送法第 20 条、一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について（平成 19 年 9 月 13 日国自旅第 139 号）、訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成 27 年 2 月 27 日付国自旅第 321 号）
措置の分類	国内需要増加への対応：現行制度下で対応可能 営業区域拡大の恒常化：検討を予定
措置の概要	<p>訪日外国人旅行者への臨時営業区域の設定のほか、国内需要の増加に対しても、一時的な輸送需要量の増加により、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合は、当該地域を臨時営業区域として設定することとしています。</p> <p>一方、訪日外国人旅行者への臨時営業区域の恒常化については、今後の訪日外国人旅行者数の動向や輸送の安全確保等の状況を踏まえて、検討して参ります。</p> <p>なお、バス運転者不足への方策として、平成 26 年 7 月にバス運転者の確保及び育成に向けた検討会の報告書を取りまとめ、この報告書を踏まえて、若年層や女性の新規就労・定着に資するベストプラクティス等をまとめた手引きを作成し、広く展開を図るなどの取り組みを実施して参ります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成27年11月17日

所管省庁への検討要請日：平成28年1月13日

回答取りまとめ日：平成28年3月18日

提案事項	定期検査報告における排煙機の風量測定による是正判定の取りやめ
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」国土交通省住宅指導課監修に規定されている排煙機の風量測定による是正判定は取りやめるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」には、排煙機の風量の検査方法が規定されており、その手順は、①排煙口は排煙機器から最も遠方となる排煙口から開放する、②開放した排煙口の測定風量の合計値が排煙機の規定風量を超えるまで、順番に排煙口を開放して測定を行うとある。</p> <p>(b) 要望理由 排煙口の排煙風量が法定風量以上確保されていれば避難に支障はない。 また、次に示す建築基準法の規定と設計の実態にも則していない。 ・建築基準法では、排煙機の風量は、120 m³/min 以上でかつ 1 m³/m²・min 以上（2以上の防煙区画を兼用する時は 2 m³/m²・min 以上）の排出能力だけが規定されている。 ・排煙ダクトは、①上下階の同時開口はしない。②隣接する二つの防煙区画が同時開放の可能性がる、の条件で設計する。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 モータの更新等による必要以上の排煙機能力の増大にともない、検査時の排煙機の起動による排煙ダクト・ガasketの破損を防止できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	建築基準法施行規則第6条第3項及び平成20年告示第285号別表第二第一（九）の規定により、「排煙機の排煙風量については、煙排口の同一断面から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以内継続して風速を測定し、規定の式により排煙風量を算出することとしている。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。」としている。
該当法令等	建築基準法施行規則第6条第3項、平成20年告示第285号別表第二第一（九）
措置の分類	検討に着手
措置の概要	排煙にの排煙風量の測定については、建築基準法の適合性を確認することを前提として、告示のただし書きにある「同等の方法」の考え方を整理し、建築設備定期検査業務基準書の解説等に示す方向で検討を進めてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 27 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	共同住宅リフォーム時に建築士が判断できるガイドラインの作成と周知及び質疑に関する一次窓口の設置
具体的内容	<p>マンション等の共同住宅において、修繕工事や防音・断熱・防犯のみならず、バリアフリー工事、窓・ドア工事、界床や界壁への内装工事等の住宅資産価値の向上に資する工事を行う際、強度や耐久性等を低下させないといった技術的・工学的判断を、管理組合に対して要求されるケースが多く見受けられる。</p> <p>しかし、これらの内容を判断できる管理組合が少なく、結果的にリフォーム工事を断念せざるをえない事が存在する。</p> <p>そのため、マンション等の共同住宅において、リフォーム工事を行う際、建築士が可否判断できる工学的知見によるガイドラインの作成と周知を図り、さらに当該周知およびガイドラインに関する質疑についての一次窓口の設置(国交省系のマンション関連団体として(公財)住宅リフォーム・紛争処理センター、(一社)マンション管理業協会、(一社)マンション計画修繕施工協会、(一社)マンションリフォーム推進協議会や(一社)日本マンション管理適正化推進協会等)をすることを提案する。</p> <p>マンション標準管理規約第 22 条では、窓や玄関ドア等、防犯、防音、断熱等の性能向上工事を、管理組合の責任と負担で、計画修繕として工事できる他、各区分所有者の責任で工事できる。</p> <p>また、区分所有者は理事長の書面による承認を受ければ、専有部分について修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付けや取替えを行うことができる。</p> <p>更に承認の範囲内で、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行う事ができる旨、第 17 条で決められている。</p> <p>しかしながら、エアコンの穴一つあけたり、ビス打ちするにしても躯体強度や耐久性が落ちない事の判断を求められた場合、管理組合では技術的・工学的判断が出来ず、工事を断念、先送りしてしまうケースがある。</p> <p>上記提案がマンション標準管理規約に加われれば、管理組合の負担を軽減することになり、リフォームが促進され、住宅資産価値の向上とリフォーム市場の拡大が期待できる。</p> <p>工事の例として、フローリングへの変更、エアコンのスリーブ穴あけ、給湯器の室外出し、収納の界壁への取り付け、間取り変更時の間仕切り壁の取り付け、外壁、窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資する工事、オートロック・宅配ボックスの設置、ソーラーパネルの設置、エレベーター(開口部の広いバリアフリー型)の設置など。</p>
提案主体	(一社)日本建材・住宅設備産業協会

制度の現状	<p>所管省庁：国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション標準管理規約とは、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、国(国土交通省)において作成し、その周知を図っているものである。(※1) ・マンション標準管理規約第 22 条第 2 項では、窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部の改良工事について、計画修繕により直ちに開口部の改良を行うことが困難な場合には、各区分所有者の責任と負担において工事を行うことができるよう、細則をあらかじめ定めるべき旨を定めている。また、標準管理規約第 17 条により、区分所有者が専有部分の修繕等を行うときは、あらかじめ、理事長にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない、その理事長の承認については、理事会の決議を経なければならないと規定されている。 一方、理事会承認が必要な工事の範囲、承認を必要とする理由及び管理組合が審査すべき点についての明確な考え方は示していない。 ・他方、マンション管理組合が大規模修繕計画や省エネルギー等のために改修しようとする際に役立つ情報など、共同住宅の再生技術とその活用方策を、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが同センターHP上で公表している。 ・また、公益財団法人マンション管理センター及び公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、リフォーム工事等に関する相談を受け付けている。 <p>※1 管理規約とは、管理組合において、建物、敷地等の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について定めることができるものであり(区分所有法第 30 条)、その設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会(管理組合総会)の決議によるものとされている(区分所有法第 31 条)。</p>
-------	---

提案事項に対する所管省庁の回答

該当法令等	マンション標準管理規約第17条及び第22条
措置の分類	対応
措置の概要	<p>・ご指摘のように管理組合が運用判断に迷うといった状況があることも踏まえ、管理組合が工事の承認の判断を行う際や細則を定める際に参考にしていただけるよう、現在検討中のマンション標準管理規約改正案（平成27年10月21日～11月19日にパブリックコメントを実施済）において、想定される工事を、理事会承認の必要な工事、届け出が必要な工事、届け出も不要の工事に分類した上で、管理組合が審査すべき点等を解説した「区分所有者が行う工事に対する制限の考え方」を、マンション標準管理規約の別添資料として盛り込むことを予定しています。</p> <p>・各区分所有者が修繕工事を実施する場合には、当該別添資料の内容を、各マンションの事情に応じて参考にするとともに、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことが望ましいと考えています。</p> <p>・また、「制度の現状」欄記載の通り、大規模修繕や省エネルギー等のための改修の際に役立つ技術情報など、共同住宅の再生技術とその活用方策について、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターのHPにおいて公表していますので、適宜ご参照頂きたいと考えています。</p> <p>・さらに、「制度の現状」欄記載の通り、引き続き、公益財団法人マンション管理センター及び公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、リフォーム工事等に関するご相談に対応したいと考えております。</p> <p>・なお、マンション標準管理規約は、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として作成し、その周知を図っているものであり、強制力はないため、規制には当たらない旨を申し添えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 27 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	マンション標準管理規約におけるパイアフリー工事、高齢者対応工事の追加記載及び断熱から省エネへ表記変更
具体的内容	<p>マンション標準管理規約第 17 条及び第 22 条における「【防犯、防音又は断熱等の…】の【等】を【パイアフリー工事、高齢者対応工事】といった具体的な表記の追加記載」ならびに「【断熱】から【省エネ】への変更」の提案</p> <p>【制度の現状と期待される効果】 昭和 37 年の区分所有法（法務省）制定以降、現状に即して、法改正やマンション標準管理規約の改正がなされてきた。 平成 16 年の改正時に、マンション標準管理規約に第 22 条が新設され、窓や玄関ドアなど、防犯、防音、断熱等の性能向上に資する工事について、管理組合の責任と負担において、計画修繕として、当該工事を実施することが出来る。 また、定期修繕が先で速やかに実施できない場合や、資金が不足で全棟で実施できない場合は、各区分所有者の責任において当該工事を実施することが出来る旨、細則で決められている。 また第 17 条では理事長より書面による承認を受ければ、区分所有者はその専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け、若しくは取替えを行なう事ができると決められている。 （一社）住宅リフォーム推進協議会が平成 25 年度に行った調査では、 1 位 好み・使い勝手を良くするための変更、2 位 老朽化対策、3 位 高齢者対応、4 位 省エネ・冷暖房工事・・・10 位 防犯</p> <p>現行の第 22 条における【防犯、防音又は断熱等の…】の【等】を【パイアフリー工事、高齢者対応工事】といった具体的な表記の追加記載がされれば、性能向上だけでなく、安全性の向上、間取り変更により住宅取引価格が上昇するなど、リフォーム、リノベーション、中古流通がさらに促進され、住宅資産価値の向上とリフォーム市場の拡大が期待できる。 さらに、【断熱】の表記を、断熱のみならず、熱中症予防を見据えた暑さ対策「遮熱」をも包含した【省エネ】の表記へ変更することで、環境変化に伴う用途拡大が期待できる。 また、現行の 22 条についても平成 16 年改正前の旧マンション標準管理規約で運営している管理組合では、せっかくの緩和条項である 22 条の周知・導入が進んでおらず、住民間の調整のために管理組合が過大な責任が科されるなどで、リフォームを諦めるケースが頻発している。 上記措置を講じることにより、中古流通・リフォーム市場倍増という政府が掲げる再興戦略とも目指すべき方向性が合致するものと考えます。</p>
提案主体	（一社）日本建材・住宅設備産業協会

制度の現状	<p>所管省庁：国土交通省</p> <p>・マンション標準管理規約とは、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として、国（国土交通省）において作成し、その周知を図っているものである。（※ 1）</p> <p>・窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部は、各区分所有者が専用使用権を有する共用部分とされているが（標準管理規約第 14 条第 1 項）、標準管理規約第 22 条第 1 項では、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資する開口部の改良工事については、原則として、他の共用部分と同様に計画修繕の対象とする旨を定めている（※ 2）。一方で、同条第 2 項では、窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部の改良工事について、計画修繕により直ちに開口部の改良を行うことが困難な場合には、各区分所有者の責任と負担において工事を行うことができるよう、細則をあらかじめ定めるべき旨を定めている。</p> <p>・また、専有部分の修繕等については、標準管理規約第 17 条により、区分所有者が専有部分の修繕を行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない、その理事長の承認については、理事会の決議を経なければならないと規定されている。</p> <p>※ 1 管理規約とは、管理組合において、建物、敷地等の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について定めることができるものであり（区分所有法第 30 条）、その設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会（管理組合総会）の決議によるものとされている（区分所有法第 31 条）。</p> <p>※ 2 区分所有法上、形状又は効用の著しい変更を伴わない共用部分の変更については、別段の定めがない限り、集会の普通決議により決することとされている（区分所有法第 17 条、第 18 条）。</p>
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

該当法令等	マンション標準管理規約第17条及び第22条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>・第22条第1項における「防犯、防音又は断熱等」に「バリアフリー工事」及び「高齢者対応工事」を具体的に併記し、また「断熱」の表記を「遮熱」を包含した「省エネ」の表記へ変更すべきとのご提案ですが、条文上あらゆる住宅性能について列挙することは困難であるものの、既に、表記をご提案頂いた住宅性能は、いずれも、第22条第1項における「住宅の性能の向上等に資するもの」に含まれていると理解しており、今後、リフォーム市場の拡大という観点からも、その旨の周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご提案の中で触れられている第17条には、「防犯、防音、断熱等」といった例示は存在しないため、ご提案の対象にならないと考えられます。</p> <p>・なお、マンション標準管理規約は、管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定、変更する際の参考として作成し、その周知を図っているものであり、強制力は無いため、規制には当たらない旨を申し添えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 27 年 11 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 1 月 13 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 3 月 18 日

提案事項	自動車修理工場の立地に関する規制緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>自動車修理工場の円滑な立地に向け、以下を推進すべきである。</p> <p>①「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」の周知・徹底</p> <p>②第 1、2 種住居地域及び準住居地域における自動車修理工場の床面積規制の緩和の検討</p> <p>③床面積の算出方法における自治体間の統一化</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、建築基準法第 48 条に基づき、自動車修理工場の床面積は第 1、2 種住居地域では 50 m²、準住居地域では 150 m²以下に制限されている。そのため、例えば幹線道路に面したような需要が高い場所であっても、第 1、2 種住居地域である場合には自動車修理工場の作業場の面積が狭小となり、効率的な事業運営が見込めずに立地出店を断念する等の問題が生じている。</p> <p>2012 年に国土交通省は、「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」をまとめて都道府県に通知しているが、都道府県によっては適切に運用されていないところもあることから、この指針を周知・徹底し、基準を満たしている場合には標準的な規模の自動車修理工場が一定の幹線道路の沿道に確実に立地可能になるようにすべきである。また、現行法の関係条文が改正された 1994 年と比較すると、自動車修理工場の防音・騒音対策は大幅に向上しているほか、自動車本体の環境対策も進んでいるため、第 1、2 種住居地域や準住居地域における自動車修理工場の床面積の緩和も検討すべきである。加えて、自動車修理工場の床面積を算出するにあたり、通路や車両エレベーター等の算入について自治体間で扱いに差異があることから、統一すべきである。</p> <p>要望の実現により、自動車修理工場において検査・整備作業を円滑かつ効率的に実施できれば、ユーザーの利便性向上に資すると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第 48 条の用途規制により、自動車修理工場は、各用途地域ごとに建築可能な規模が定められています。</p> <p>ただし、特別用途地区や地区計画の活用、同法第 48 条のただし書きによる特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える自動車修理工場を建築することが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第 48 条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>ご指摘の技術的助言の周知徹底については、特定行政庁に対して定期的に周知しているところです。</p> <p>また、ご指摘の自動車修理工場の作業場の床面積の緩和については、作業場の床面積を緩和することにより当該工場の周辺の市街地環境に及ぼす影響が増大するおそれが大きく、全国一律に緩和することは困難ですが、特別用途地区や地区計画を活用して地方公共団体が条例を制定した場合や、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該工場の作業場の床面積の制限を緩和することが可能です。</p> <p>また、自動車修理工場の作業場の床面積の算定における通路や車両エレベーターの床面積の取扱いについては、弊省で把握している限り、特定行政庁において通路や車両エレベーターの部分と作業場の部分が明確に区画されていることや、通路や車両エレベーターの部分で自動車修理工場の作業を行わないこと等を確認し、作業場の床面積に算入しない統一的な運用がされています。</p>